

第 475 回岩手県青少年環境浄化審議会議事録

- 1 日 時
令和 4 年 9 月 13 日（火）13 時 30 分～14 時 45 分
- 2 場 所
いわて若者カフェ（岩手県公会堂地下）
- 3 出席者
 - (1) 委員（7 名）

遠藤	隆	委員
相墨	生恵	委員
五十嵐	のぶ代	委員
菊池	悦子	委員
齊藤	謙	委員
鈴木	雅雄	委員
藤原	猛	委員
 - (2) 県側（4 名）

若者女性協働推進室

若者女性協働推進室長	田丸裕佳子
特命参事兼青少年・男女共同参画課長	鎌田泰行
主査	及川慎司
主査	佐々木透
- 4 会議の概要
 - (1) 開 会
及川主査の司会により開会した。
審議会に先立ち、第 22 期岩手県環境浄化審議会委員に対する辞令書交付を実施した。
 - (2) 会長及び会長代理人の選出
新任期で初めての審議会であることから、委員による会長の互選を行ったところ、遠藤委員が推薦され、承認された。
会長職務代理者として、会長から五十嵐委員を指名した。
 - (3) 審議会成立
事務局から、7 名の委員が出席したことにより、青少年のための環境浄化に関する条例第 23 条第 2 項の規定（委員の半数以上の出席）に基づき、審議会成立を報告した。
 - (4) 議事録署名人の指名

議事録署名人は、会長のほか、会長の指名により齊藤委員とされた。

(5) 議事（要旨）

【事務局】

条例第10条第1項に基づく「青少年に不健全な図書類の指定」の適否について、知事の諮問事項（図書類3冊）を説明。

— 各委員審査 —

【齊藤委員】

全冊指定をお願いします。

1冊目は、女性の性的な写真が多くありましたし、女性の監禁の記事などもありましたので、子どもたちには見せたくないと思いました。

3冊目についても女性の性的な写真が多くみられました。

2冊目については、子どもたちが買う内容だろうかという点がありますが、子どもたちにとってはきつい内容が多く、よろしくないと感じました。

【鈴木委員】

全冊指定をお願いします。

1冊目、3冊目については同様の意見で、どこまで表現が許されるかという点がありますが、芸能人についての引き付けるような見出しがあるものの内容は卑猥な内容であり、指定が妥当だと思います。

2冊目については、表紙のタイトルからはわからないものの残虐的な内容が多いと思いました。

【藤原委員】

全冊指定をお願いします。

1冊目は監禁などの記事で性犯罪を助長させるような内容でした。

2冊目についても、安倍元総理に関する記事など、ふさわしくないと感じました。

3冊目も露骨すぎる内容がありましたので、指定が適切と思いました。

【菊池委員】

1冊目は、これからの若者たちの現実として、夢が壊されている子がいるんだと思わせる内容で、こういうことはあってはならないことで、子どもたちに見せるべきではないと思いました。

2冊目は現実に起こっている事件の裏について、正しいとされていることを間違いと書いていたり、何が正しいのかわからなくなるような書き方をしている、大人が正確な情報を教えてあげるべきだと思いました。

3冊目は、女性の露骨な姿で性的な興味をかきたてる内容になっていると感じました。

【五十嵐委員】

全冊指定をお願いします。

1冊目は、芸能人の話題で誘っていますが内容は悪口で、一生懸命生きている人たちが世の中にたくさんいる中、このような記事は子どもに見せたくないと思いました。

都市伝説についての記事は内容がいかげんで、情報の区別がつかない青少年が読んでしまうと、これが真実かと迷ってしまう内容だと思いました。

拉致監禁問題についても、女性としては腹立たしい記事で、実際にこういった事件があって表面化されていない女性がいるのか、真実かどうかはわかりませんが、真似しやすい内容、描写だと思いました。

2冊目については、興味を引き付けながら実際には内容が全て否定的な内容となっていることが問題だと思いました。ワクチンの被害や女性器の記事など。おもちゃや道具、薬の広告が多いのも気になりました。

3冊目は表紙から全体にかけて問題がある内容で、分別のある大人が楽しむぶんにはいいかもしれませんが、いかにも女性全員がここに書いてあるような人間だと思わせかねない記事だということが気になりました。

【相墨委員】

1, 3冊目は性的な描写が過激だったり、犯罪的な行為が一般的のようにとらえられるのでよろしくないと感じました。

2冊目については、指定が必要と言えるかどうか迷うところです。というのは、確かに偏った思想などもありましたが、基準に当てはまるかどうか根拠を持って言えるかどうか、判断しかねました。

【遠藤委員】

私も相墨委員と同様、1, 3冊目については皆さんの意見と同じく指定が妥当だと思いますが、2冊目の場合、県の審査基準のどれに該当するか、判断しかねたところです。

しいて言えば3-3「暴力団、暴走族等の反社会的団体や人を容認し、又は英雄視するような表現、描写をしているもの」などでしょうか。安倍元総理を殺害した容疑者のことを英雄視とまでは言えませんが是認しているところもあるので。プーチン氏についての記載など。

現時点、7人のうち5人が指定を妥当とする意見で、私や相墨委員も決してこれをいいとするものではないのですが、県としてはどのようにお考えですか。

【事務局】

事務局が事前に対象図書を審査した際の考え方ですが、戦争や暗殺事件といった行為について、容認し肯定的に捉える基調であること、真偽不明な情報で偏見を与えかねないことから、2-1「社会道徳に反する暴力を容認し、又は讚美するような表現、描写」に該当するのではないかと判断しました。

【遠藤委員】

先ほど鈴木委員から、鳥取県における不健全図書の指定に関する報道について情報提供をいただいていたところですが、その記事によると、指定の過程がはっきり示されていないことが問題視されているようでした。

当審議会についてはマスコミにも公開されていますが、どういった基準に基づいて指定したのかを示す必要があると思います。

そこで皆さんにお聞きしたいのですが、事務局から示された基準2-1、また私としては3-3が関連すると思いますが、皆さんの意見はいかがでしょうか。

【齊藤委員】

2-1の項目に当てはまると考えました。

【鈴木委員】

私も2-1に当てはまると考えました。

ただ、内容を見ていくと色々な要素がありどれに該当すると一概には言えないとも感じました。

【藤原委員】

私は2-1、3-3両方に該当すると思えました。

【菊池委員】

いま報道されている内容に比べて、大人にも正しいかどうか分からないショックを受ける内容で、こういう内容をまだ分別のつかない人には見せるべきではないと思いました。

【五十嵐委員】

私も2-1、2-3、3-3が該当してくると思えました。

【相墨委員】

わたしは2-1のほかにも2-4「肉体(死体を含む)の切断、損壊の状況、経過を詳細かつ具体的に表現、描写しているもの」が、死体への尊厳の点からも気になっていたのと、3-3についても関連すると思えました。

ただ、月刊ムーのような雑誌に近いところもあって、指定の根拠を求められ

たとき、明確にこの基準と強く示せるところはどこか、という点が判断に迷ったところでは。

【遠藤委員】

常識的に考えておかしいという点もありながら、一方で表現の自由もあるため、やはり何らかの根拠が必要だと思うところです。

それでは、多く出た意見で2-1, 2-4, 3-3の基準に該当するというところで、審議会としましては、全冊指定ということで答申させていただきます。

(6) その他

【鈴木委員】

鳥取県青少年健全育成条例の有害図書指定について、新聞記事をご覧になっているかもしれませんが、会長からも発言あったとおり岩手県にとっても参考になる事例かと思い、情報提供させていただきました。

岩手県の条例はどうかと思い調べてみたところ、岩手県は、インターネットの売買については規定がないと思いますが、これからどうしていくかも大事かと思いました。

【遠藤会長】

この審議会の議事録は公開しているのでしたね。

【事務局】

はい、議事録は公開しております。

また、マスコミなどに対しても審議会の開催は案内しており、今日なども傍聴はありませんが、傍聴可能となっております。

【五十嵐委員】

別の話になりますが、去年の審議会で、SNSで女の子に裸の画像を送るよう声をかける行為を禁止するというお話をしていましたが、その進捗状況はどうなっていますか。

【事務局】

去年の審議会で御意見をいただいたこととして、いまSNSで、自分の裸の写真、いわゆる自撮りを撮影させて送らせ、そこからさらに脅迫に発展するという被害が全国的に問題になっており、この行為を条例で禁止することについて御説明し、御意見をいただきました。

状況としては現在検討途中にあります。

県が検討をはじめた直後から、国においても、子どもをだまして自撮りを送らせたりする行為を刑罰化する動きがあることから、国の状況もみながら落

としどころを検討しているところで、今後の予定については未定の状況です。

【五十嵐委員】

学校の先生方からの依頼で、危険性について子どもたちにお話しすることもあるのですが、知識のひとつとして今のような対策についてもお話しできればと思ったのですが、今のことはオープンな場でお話をしてもよいですか。

【事務局】

条例改正の方向性については、去年、県のパブリックコメントなどで公表しています。

いつどのように条例にするかどうかまでは現時点では申し上げられないですが、普及啓発、教育には引き続き力をいれていきたいと思っています。

【相墨委員】

ここで指定された後の流れはどうなっていますか。

【事務局】

こちらで指定した図書は、告示として公表します。

併せて、書店やコンビニなど県内の販売店、関係する市町村などへはがきで通知して、青少年に販売しないようにとか、陳列する際に他の図書と区別したり本に封をしたりして青少年が読めないようにするとか、販売自体を禁止するものではないのですが、青少年が買ったり読んだりできないようにしてくださいというお願いをしています。

【菊池委員】

わたしも初めて参加したので、青少年の健全育成といってもどんなことがあるのか知りませんでしたので勉強になりました。

【事務局】

この場を借りて、図書の流通の現状について、東山堂の藤原委員にお聞きしたいのですが、県では、対象図書の選定に当たり県の書店を調査しており、感覚としてはこういう不健全図書はかなり減っていると感じるのですが、書店や流通業界として、何か取り組まれていることなどがもしあればお教えいただけますか。

【藤原委員】

店頭でも、こういった本は目につきにくいコーナーとして置くとか大々的に販売しないような注意はしていますし、有害指定されたものについては特に青少年に販売しないよう注意しています。

昔よりは減っているというのは感じます。こういった制度の効果が出ているのかなという気がします。

【事務局】

ありがとうございました。

ほかになれば、審議会のスケジュールについて御連絡します。

次回は令和4年11月11日（金）に開催予定です。

審議会委員署名

会長 _____

委員 _____